産業部カーボンニュートラル推進課

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱及び 浜松市蓄電池設備に関するガイドラインの制定について

1 制定趣旨等

- ・電力系統の安定化や再生可能エネルギーの導入拡大などに貢献する系統用蓄電池設備等について、地域との調和が図られた適正な設置を推進するために制定するもの。
- ・要綱は、設備設置や運用管理等にあたり、事業者に対して周辺住民への説明や事業計画書、 工事着手・完了・事業開始等に関する届出書の提出等を求めるために制定するもの。
- ・ガイドラインは、事業者に向けた手引きとして、関係法令の手続きや配慮事項、要綱に基づ く手続きの詳細を取りまとめたもの。
- ・本市としては、早期の段階で事業計画を把握することで、特に周辺住民への十分な説明によって理解を求めるとともに、適正な設置に向けて法令順守の徹底を図る。

2 対象設備

• 系統用蓄電池設備

電力の送配電網(系統)に直接接続される蓄電池設備。電力需要に対し供給が余剰となる時間帯に充電し、電力供給が不足する際に放電することで、電力系統の安定化に貢献する。

再エネ併設型蓄電池設備

太陽光や風力などの発電設備に併設され、発電した再工ネ電力を充電する蓄電池設備。再工ネ電力が余剰となった際の出力抑制の回避にも寄与する。

- 3 設備設置・運転に関する主な懸念点
 - ・工事期間中の騒音・振動リスク
 - ・蓄電池設備の騒音リスク
 - ・蓄電池設備の発火・火災リスク
 - ・周囲の景観との調和や濁水の流出等の周辺への影響リスク 等

4 内容

- (1) 浜松市適正な蓄電池設備の設置に関する要綱
 - ・届出等(事業者の対応)
 - ア 事業計画書の提出…周辺住民に説明する前に提出
 - イ 周辺住民への説明…事業地に隣接する土地所有者及び事業区域の境界線から100メート ル以内の住民及び事業者、自治会等関係者等に対して説明会等により十分な理解を得ること。途中で事業譲渡等が生じた場合は、再度 の説明が必要。
 - ウ 工事着手届の提出…工事着手前に提出、住民説明の状況等を報告
 - エ 設置完了報告書の提出
 - オ 運用開始報告書の提出…蓄電池事業(充放電)運転開始前に提出
 - カ 事業変更届の提出…事業者変更、事業譲渡等が生じる場合
 - キ 運用終了届の提出…蓄電池運用終了後、10日以内に提出
 - ク 撤去完了届の提出
- (2) 浜松市蓄電池設備に関するガイドライン
 - ・主な関係法令・届出等(事業者側で必要な法令等に各所管課が適切に対応)
 - ア 電気事業法…基礎情報、保安規程の届出、電気主任技術者の選任等
 - イ 消防法・条例…危険物許可申請、蓄電池設備届出等
 - ウ 騒音規制法・条例…特定施設設置届出等
 - 工 都市計画法…開発行為許可申請等
 - オ 土地利用指導要綱…土地利用事業の適正化に関する届出等
 - ・配慮すべき事項
 - ア 地域との調和や防災、景観、環境等の観点も含めたエリア設定
 - イ 発火・火災や土砂崩れ、濁水流出等を未然に防止するための対応
 - ウ 騒音や水質汚濁防止等の生活環境保全や動植物保護等の自然環境保全
 - エ 事業終了時の適正撤去
 - ・要綱に基づく手続き
 - ア 計画・立案、設計・施工、運用管理、運用終了、撤去・処分ごとの届出
 - イ 近隣関係者への説明方法の詳細及び質問や要望等への真摯な対応
- 5 今後のスケジュール
 - ・11月中旬 要綱、ガイドラインの周知
 - ・12月1日 要綱、ガイドラインの施行

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、電力系統の安定化や再生可能エネルギーの導入拡大などに寄与する 蓄電池設備の市内での設置等に関して、地域との調和、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全が図られた適正な設置を推進することを目的とする。
 - (用語の定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 特定蓄電池設備 電力を一時的に貯蔵し、貯蔵した電力を放出する機能を有する 蓄電池及びその附属設備(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第 18号に規定する電気工作物(発電、送電に係るものを除く。))のうち、次のいずれ かのものとする。
 - ア 系統用蓄電池設備 構外から伝送される電力を構内に設置した蓄電池設備により 貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数でさらに構外に伝送する 設備(同一の構内において発電設備、変電設備又は需要設備と電気的に接続されて いるものを除く。)
 - イ 再エネ併設型蓄電池設備 浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(令和元年浜松市条例第45号)第2条第5号に規定する特定施設から伝送される電力等を貯蔵し、構外に伝送する蓄電池設備
 - (2) 特定蓄電事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 特定蓄電池設備の設置(設置に伴う木竹の伐採、切土、盛土その他の造成工事を 含む。以下同じ。)に関する事業
 - イ 特定蓄電池設備の運用管理に関する事業
 - ウ 特定蓄電池設備の撤去及びその他の特定蓄電池設備の廃止に伴って必要となる措 置等に関する事業
 - (3) 特定蓄電事業者 市内において特定蓄電事業を実施し、又は実施しようとする者 (国及び地方公共団体を除く。)をいう。
 - (4) 事業区域 特定蓄電事業の用に供する市内の土地の区域をいう。
 - (5) 近隣関係者 市内において次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 事業区域の境界線に接する土地を所有する者又は当該土地に存する建物の所有者 及びこれらについて使用することができる権原を有する者
 - イ 事業区域の属する自治会等関係者
 - ウ 特定蓄電池設備の事業区域の境界線から 100 メートル以内の地域に居住する者及 び同地域において事業を営む者

(市の責務)

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するため、この要綱の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(特定蓄電事業者の責務)

- 第4条 特定蓄電事業者は、特定蓄電事業の実施に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。また、災害の発生の防止並びに自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講じるとともに、近隣関係者の意見を尊重し、近隣関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。
- 2 特定蓄電事業者は、自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態(以下「災害等」という。)により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、市その他関係機関と速やかに協議し、早急に対処するとともに、近隣関係者に周知しなければならない。
- 3 特定蓄電事業者は、特定蓄電事業の実施に起因して苦情が寄せられたとき又は紛争が 生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなけ ればならない。

(土地の所有者等の責務)

- 第5条 土地の所有者及びこれについて使用することができる権原を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、災害等の発生を助長し、又は自然環境若しくは生活環境を著しく害するおそれがある特定蓄電事業者に対し、当該土地を特定蓄電事業の用に供させることのないよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、特定蓄電事業に起因して災害等が発生し、又は生活環境が悪化しないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

(事業計画の届出)

- 第6条 特定蓄電事業者は、市内において特定蓄電池設備の設置に関する事業を開始しよ うとするときは、第7条に規定する近隣関係者への説明等を行う前までに、特定蓄電池 設備の設置に関する事業の計画(以下「事業計画」という。)の内容を「特定蓄電事業 計画書(様式第1号)」により市長に届け出なければならない。
- 2 特定蓄電事業者は、前項の規定による届出に係る特定蓄電池設備の設置に関する事業 をその完了前に廃止したときは、当該廃止の日の翌日から起算して10日以内に、その 旨を「事業計画変更等届(様式第2号)」により市長に届け出なければならない。
- 3 特定蓄電事業者は、第1項の規定により届け出た事項に変更があったときは、当該変更の日の翌日から起算して10日以内に、変更した内容を「事業計画変更等届(様式第2号)」により市長に届け出なければならない。
- 4 特定蓄電事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した場合には、承継した者は「特定蓄電事業計画書(様式第1号)」により市長に届け出なければならない。ただし、承継前の事業者が第1項に規定する「特定蓄電事業計画書(様式第1

号)」及び第8条第1項に規定する「特定蓄電池設備設置工事着手届(様式第3号)」 を届け出ており、かつ工事に着手している場合はこの限りではない。

(近隣関係者への説明等)

- 第7条 特定蓄電事業者は、第8条に規定する工事着手の届出までに、近隣関係者に対し、前条第1項に規定する「特定蓄電事業計画書(様式第1号)」に記載した説明方法、説明時期等に沿って、事業計画の内容について説明会の開催その他の方法により説明等を行わなければならない。
- 2 特定蓄電池設備の蓄電池出力又は蓄電池容量の増加を伴う変更を計画している場合は、 近隣関係者に対し、説明会の開催その他の方法により説明等を行わなければならない。
- 3 特定蓄電事業者は、前項の説明等を行うに当たっては、当該事業計画の内容について 近隣関係者の十分な理解が得られるよう努めなければならない。
- 4 近隣関係者は、第1項又は第2項の規定による説明等を受けたときは、特定蓄電事業者 に対して意見を申し出ることができる。
- 5 特定蓄電事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該意見を申し出た 者と誠意をもって協議しなければならない。

(工事着手の届出)

- 第8条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の設置に関する事業に係る工事に着手しようとするときは、工事着手の前までに、工事着手の旨及び近隣関係者への説明等の状況等を「特定蓄電池設備設置工事着手届(様式第3号)」により市長に届け出なければならない。
- 2 特定蓄電事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、当該変更の日の翌日から起算して10日以内に、変更した内容を「事業計画変更等届(様式第2号)」により市長に届け出なければならない。
- 3 特定蓄電事業者からその地位を承継した者は、承継した時点において、承継前の事業者 によって工事に着手している場合に限り、その旨を「事業計画変更等届(様式第2 号)」により市長に届け出なければならない。
- 4 特定蓄電事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した場合には、承継した者は「特定蓄電池設備設置工事着手届(様式第3号)」により市長に届け出なければならない。ただし、承継前の事業者が届け出ており、かつ工事に着手している場合はこの限りではない。

(設置完了の届出)

第9条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の設置に関する事業が完了したときは、当該 完了の日の翌日から起算して10日以内に、その旨を「特定蓄電池設備(設置完了・運 用開始)報告書(様式第4号)」により市長に届け出なければならない。 (運用開始の届出)

- 第10条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の運用管理に関する事業を開始しようとするときは、当該特定蓄電池設備の運用管理に関する事業の開始前に、運用管理計画等を「特定蓄電池設備(設置完了・運用開始)報告書(様式第4号)」により市長に届け出なければならない。
- 2 特定蓄電事業者は、その地位を承継した場合などを含め、前項の規定により届け出た 事項に変更があったときは、当該変更の日の翌日から起算して10日以内に、変更した 内容を「事業計画変更等届(様式第2号)」により市長に届け出なければならない。 (運用終了の届出)
- 第11条 特定蓄電事業者は、特定蓄電事業を終了したときは、当該終了の日の翌日から起算して10日以内に、その旨を「特定蓄電池設備運用終了届(様式第5号)」により市長に届け出なければならない。

(設備撤去完了の届出)

第12条 特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備の撤去が完了したときは、当該完了の日の翌日から起算して10日以内に、その旨を「特定蓄電池設備撤去完了届(様式第6号)」により市長に届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、特定蓄電事業者及び特定蓄電 事業者であった者(以下「特定蓄電事業者等」という。)に対し、特定蓄電事業に関する 必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導及び助言)

第14条 市長は、災害の発生の防止又は自然環境若しくは生活環境の保全を図るために 必要があると認めるときは、特定蓄電事業者等に対し、必要な措置をとることを指導 し、又は助言することができる。

(勧告)

- 第15条 市長は、特定蓄電事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 当該特定蓄電事業者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告する ことができる。
- (1) 第6条又は第8条から第12条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第7条第1項から第3項までの規定による説明等を行わないとき。
- (3) 第13条の規定による報告若しくは提出をせず、又は虚偽の報告若しくは提出をしたとき。
- (4) その特定蓄電事業によって、災害の発生が予測されるとき、又は自然環境若しくは 生活環境が著しく害されるおそれがあるとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、ガイドラインで定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年〇月〇日から施行する。
- 2 第6条から第15条までの規定は、この条例の施行の日以後に、工事に着手する事業について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に工事に着手している事業者については、第9条から第15条までの規定を適用する。この場合において、市長は事業者に対して、第6条及び第8条第1項の規定に関する届出の協力を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、既に特定蓄電事業を実施している事業者について、第1 1条から第15条までの規定を適用する。この場合において、市長は事業者に対して、 第6条及び第8条から第10条第1項までの規定に関する届出の協力を求めることがで きる。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

住所 名称 代表者氏名 ※署名の場合は押印不要 電話

特定蓄電事業計画書

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第6条第1項に基づき、下記のとおり特定蓄電事業計画書を提出します。

記

(事業者)

事業者名(注1)	
法人番号(注2)	
事業者の住所	(〒 −)
(注 3)	
発電事業者の状況	双重电光学 双重电光学UN
(いずれかに〇)	発電事業者 ・ 発電事業者以外

(設備の内容)

発電(蓄電)所名称		
	地番	区町
	地目	
事業実施場所	面積	
	用途地域	市街化区域市街化調整区域
	(いずれかに○)	都市計画区域外
土地の権利関係 (いずれかに○)	自己所有地	売買 借地
土地の契約状況	年 月	日 (契約済 ・ 契約手続中)
(いずれかに○)	※契約済の場合は勢	2約日を、今後契約の場合は予定日を記入
蓄電池出力(注4)		系統連系出力・kW
蓄電池容量		kWh
工事スケジュール	(工事着工)	年 月 日から
(予定)	(工事竣工)	年 月 日まで

運転期間 (予定)	(運転開始) (運転終了)	年年	月 月	日日	から まで	
	蓄電池種類(リチウムイオー 池等)					
蓄電池	製造メーカー型番					
	最大出力					kW
	製造メーカー					
パワーコンディショナー	型番					
ョナー	定格出力					kW
	設置基数					台

(説明会等の内容)

	説明方法 (いずれかに○)	説明会の開催 その他(戸別訪問)
	説明時期			
近隣関係者との調	説明場所			
型解判係有との調整 (予定)	説明内容			
	説明対象	説明対象者数 計 (ア 隣接者等 (イ 自治会関係者 (ウ 居住者等	人 人) 人) 人)	

(その他)

発火を防止するた	
めの方法	
火災時に周辺への	
延焼を防止するた	
めの方法	
充電設備から発生	J D
する音圧レベル	dB
騒音を防止するた	
めの方法	
排水方法	自然浸透その他
(いずれかに○)	日然佼歴 「日然佼歴 「日常佼歴 「日常佼歴 「日常佼歴 「日常佼歴 「日常校歴 「日本校歴 「日本

土砂災害等が懸念 されるエリアへの 該当性(いずれか に○)	土砂災害特別 砂防指定地 その他(警戒区域 土砂災害 地すべり防止区域)	警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害等を防止			
するための方法			

(連絡先)

	特定蓄電事業者	所属		
	(担当者)	氏名	電話	
	設計・施工事業者 (担当者)	会社名		
連絡先		所属		
		氏名	電話	
	保守点検責任者 (担当者)	会社名		
		所属		
		氏名	電話	

【添付書類】

- ・位置図 (発電(蓄電)所計画地の位置及び付近の状況を示す図面)
- ・土地利用平面図(蓄電池、パワーコンディショナー、系統連系柱、入口<施錠可能な構造とする>、標識、柵・塀等<高さを記載>、緑地の配置を記載)
- ・排水方法の分かる資料(排水路、調整池等を土地利用計画平面図に記載でも可)
- ・災害・騒音を防止する方法が分かる資料 (緩和緩衝帯、防音壁、排水路、調整池 等を土地利用計画平面図に記載でも可)
- ・周知対象となる範囲を示す図面
- ・履歴事項全部証明書(3か月以内に発行したもの)※写しでも可とする。
- ・電気事業法における発電事業者であることがわかる書類もしくは経済産業省へ 「発電事業届出書」を届け出たことがわかる書類(発電事業者に該当する場合)
- ・説明会や戸別訪問での使用する予定の資料

【注意事項】

- ・正副2通を作成し提出すること。(副本はコピーでも可。添付資料は不要。)
- ・副本を農地転用手続き等の添付資料とする場合には必要部数の副本を作成すること。
- (注1) 法人については、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。提出者と同一 の場合は、「提出者と同じ」と記載することも可。
- (注2) 国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載。
- (注3) 提出者の住所と同一の場合は、「提出者と同じ」と記載することも可。
- (注4) 系統連系線との接続地点における特定蓄電池設備の出力。

様式第2号(第6、8、10条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

住所 名称 代表者氏名 ※署名の場合は押印不要 電話

事業計画変更等届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第6条第2項に基づき、下記のとおり事業計画変更等届を提出します。(該当する届出にチェックをしてください。)

□ 特定蓄電事業計画書の廃止「第6条第2項」□ 特定蓄電事業計画書の変更「第6条第3項」□ 特定蓄電池設備設置工事着手届の変更「第8条第2項」□ 特定蓄電池設備(設置完了・運用開始)報告書の変更「第10条第2項」

記

発電(蓄電)所名称		
事業実施場所 (地番)	区	町

(変更の内容) ※変更がない項目には「なし」と記載して下さい。

項目	変更前	変更後
	住所	住所
特定蓄電事業者	名称	名称
(代表者)	代表者氏名	代表者氏名
	電話	電話
特定蓄電事業者	所属	所属
(担当者)	氏名	氏名
(1旦当年)	電話	電話
設計・施工事業者	所属	所属
(担当者)	氏名	氏名
(担当有)	電話	電話
保守点検責任者	所属	所属
(担当者)	氏名	氏名
(14日17)	電話	電話

蓄電池設備その他	
1	

【添付書類】

- ・変更の内容が分かる資料(変更の場合)
- ・災害・騒音を防止する方法が分かる資料 (緩和緩衝帯、防音壁、排水路、調整池 等を土地利用計画平面図に記載でも可) (蓄電池設備等の変更の場合)
- ・周知対象となる範囲を示す図面(蓄電池設備等の変更の場合)
- ・事業者の権利の承継もしくは変更が分かる資料 (特定蓄電事業者の変更の場合)

(近隣関係者への説明等の状況)

項目		内容		
実施方法	説明会の開催	戸別訪問		
(いずれかに○)	その他()
最終実施日時		年 月	日	
実施事業者・説明				
者				
説明対象者数	説明対象者数 計 (ア 隣接者等 (イ 自治会関係者 (ウ 居住者等	人 人) 人) 人)		
説明者数	説明者数 計 (ア 隣接者等 (イ 自治会関係者 (ウ 居住者等	人 人) 人) 人)		
近隣関係者等から				
の主な意見・要望				
意見・要望			•	
への対応				

※蓄電池設備の蓄電池出力又は蓄電池容量の増加を伴う変更があった場合にのみ記載すること。

【添付書類】

- ・説明会や戸別訪問の議事録
- ・説明会や戸別訪問の際に頒布した資料

(廃止の内容)

計画廃止年月日	年	月	日	
廃止理由				

【添付書類】

・廃止の内容が分かる資料(廃止の場合)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

住所 名称 代表者氏名 ※署名の場合は押印不要 電話

特定蓄電池設備設置工事着手届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第8条に基づき、下記のとおり工事 着手届を提出します。

記

発電(蓄電)所名称							
事業実施場所 (地番)		区		町			
工事着手予定日		年	月	月			
工事完了予定日		年	月	月			
一般送配電事業者又は配 電事業者への接続供給に 関する契約申込の状況	申込日			年	月	日	
	受付番号等						
	回答通知日			年	月	日	
	通知番号等						

(近隣関係者への説明等の状況)

項目		内容	
実施方法	説明会の開催	戸別訪問	
(いずれかに○)	その他()
最終実施日時		年 月 日	
説明実施者			
説明対象者数	説明対象者数 計 (ア 隣接者等 (イ 自治会関係者 (ウ 居住者等	人 人) 人) 人)	
説明者数	説明者数 計 (ア 隣接者等 (イ 自治会関係者 (ウ 居住者等	人 人) 人) 人)	

近隣関係者等から	
の主な意見・要望	
意見・要望	
への対応	

【添付資料】

- ・工事工程表
- ・関係法令の許認可届の写し
- ・説明会や個別訪問の議事録
- ・説明会や個別訪問の際に頒布した資料

様式第4号(第9、10条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

住所 名称 代表者氏名 ※署名の場合は押印不要 電話

特定蓄電池設備(設置完了・運用開始)報告書

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第9条または第10条第1項に基づき、特定蓄電池設備(設置完了・運用開始)報告書を提出します。(該当する届出にチェックをしてください。)

- □ 特定蓄電池設備の設置完了報告「第9条」
- □ 特定蓄電池設備の運用開始報告「第10条第1項」

記

(設備の内容)

発電 (蓄電) 所名称			
	地番	区町	
	地目		
事業実施場所	面積		
	用途地域	市街化区域 市街化調整区域	
	(いずれかに○)	都市計画区域外	
蓄電池 出力	kW	(系統連系出力)	
蓄電池 容量	kW	<u>h</u>	
設置完了日		年 月 日	
運転期間	(運転開始日)	年 月 日 から	
建 松别间	(運転終了日)	年 月 日まで	
運用管理計画の内容			
処分費用(見込)	円	処分費用積立額 (予定)	/年

(連絡先)

	特定蓄電事業者	所属				
	(担当者)	氏名	電話			
		会社名				
	設計・施工事業者 (担当者)	所属				
	(3-3-17)	氏名	電話			
連絡先	保守点検責任者 (担当者)	会社名				
		所属				
		氏名	電話			
	町 4、主幼 4-	会社名				
	緊急連絡先	所属				
	(担当者)	氏名	電話			

【添付書類】

- 土地利用計画平面図
- ・現況写真(発電施設、標識(記載内容が判読可能なもの)、柵・塀等が確認でき、かつ複数方向から撮影したもの)
- ・運用管理の内容が分かる資料(蓄電池設備の運用管理開始報告の場合)

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

住所 名称 代表者氏名 ※署名の場合は押印不要 電話

特定蓄電池設備運用終了届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第11条に基づき、特定蓄電事業終 了届を提出します。

記

発電(蓄電)所名称					
事業実施場所	(地番)	×	-		町
事業地の敷地面	面積(m²)				
	商号又は名称				
蓄電池	所在地				
事業者	代表者氏名				
	担当者(連絡先)				
運転終了日		年	月]	Ħ
特定蓄電池設備の撤去完了日(予 定)		年	月	1	Ħ
特定蓄電池設備の概要及び今後 の蓄電池設備の撤去計画の内容					
特定蓄電池設備のリサイクル、リ ユースなどの計画					
跡地利用の計画					

特記事項	

【添付書類】

- 土地利用平面図
- ・特定蓄電池設備の撤去計画の内容が分かる資料

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

住所 名称 代表者氏名 ※署名の場合は押印不要 電話

特定蓄電池設備撤去完了届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第12条に基づき、特定蓄電池設備撤去完了届を提出します。

記

発電(蓄電)所名称					
事業実施場所 (地番)			区		町
事業地の敷地面	ī積(m²)				
	商号又は名称				
特定蓄電事業	所在地				
者	代表者氏名				
	担当者(連絡先)				
特定蓄電池設備	前の概要				
撤去完了日		年	F	月	日
特定蓄電池設備のリサイクル、リ ユースなどの状況					
特記事項					

【添付書類】

・現況写真(撤去が完了した状況が確認でき、かつ複数方向から撮影したもの)

浜松市蓄電池設備に関するガイドライン

令和7年〇月



沿革	库部
	1月 天仏

◆ 令和7年○月○日 策定

(目次)

1	総則		1
	(1) 本ガイドライン策定の目的		1
	(2) 本ガイドラインの位置付け		1
	(3) 適用対象		2
	(4) 用語定義		2
2	事業フロー		4
3	遵守事項・配慮すべき事項		5
4	エリア設定		7
5	計画・立案		11
	(1) 市との事前協議		11
	(2) 近隣関係者との調整		11
6	設計・施工		13
	(1) 事業区域における設計		13
	(2) 蓄電池設備の設計		15
	(3) 施工	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	15
7	運用管理		18
	(1) 保安規程等に基づく点検	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	18
	(2) 適正な管理		18
	(3) 運用管理に関する進捗報告		19
	(4) 非常時の対処		19
8	撤去・処分	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	20
	(1) 法令等に基づく適正な撤去・処分		20
	(2) 撤去・処分の手続等	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	20
9	届出様式		21
付	録		
主	な関係法令等の手続き及び窓口		34

1 総則

(1) 本ガイドライン策定の目的

平成 24 (2012) 年 7 月 1 日に「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置 法」が施行され、再生可能エネルギー(以下、再エネ)の固定価格買取制度がスタートした。これにより、太陽光発電をはじめとする再エネの発電施設の導入が急速に進んだ。 その結果、気象条件による影響を大きく受ける太陽光発電や風力発電などによる再エネが、 晴天の日中などに供給過剰となり、電力市場での取引価格が下落するとともに、送配電事 業者から出力制御指示がなされている。そのため、再エネの導入拡大や電力の安定供給に 向けては、再エネの出力変動に応じて柔軟に充電・放電のできる蓄電池の重要性が高まってきている。

国では、系統用蓄電所に対して、補助金を通じた導入支援を実施してきたほか、電気事業法上の位置付けを明確化するとともに、長期脱炭素電源オークションにおける支援の対象化など、予算・制度面で導入を後押ししてきた。その結果、系統用蓄電所の系統接続検討や申込の件数が市内においても増加している状況にある。

さらに、国では、FIP制度により再エネの有効利用を促進するため、太陽光発電施設などに併設する蓄電池についても系統充電を可能としたことから、今後、市内においても再エネ併設型蓄電池設備の設置が増加することが予想される。

このような中、市内においても系統用蓄電所の設置に関する住民説明会が開催され、地域住民の一部からは、系統用蓄電所の設置に対して、リチウムイオン電池の発火やパワーコンディショナーなどからの騒音を心配する声が上がっている。

こうしたことから、浜松市では、蓄電池設備の設置にあたり、設計・施工、運用管理、廃止・撤去の各段階で地域との調和や災害の発生の防止、自然環境や生活環境の保全が図られるよう、事業者の遵守事項等を示したガイドラインを策定した。

本ガイドラインは、市内において蓄電池設備を設置、運用管理、撤去・処分しようとする者(以下「事業者」という。)が、浜松市や地域住民の理解を得ながら、蓄電池設備を適正に設置・管理することにより、地域との調和が図られ、適正な事業が推進されることを目的としている。

よって、本ガイドラインは、計画立案段階から撤去・処分までの手続きや遵守事項等を明示し、事業者に適切な取組を求めるものである。

(2)本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、「浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱」(以下、要綱という。)及び関係法令等に基づき遵守が求められる事項及び配慮すべき事項について、それぞれの考え方を示したものである。

なお、本ガイドラインで規定する事項のうち、要綱による届出や近隣関係者への説明などの不履行、災害発生や環境に悪影響を及ぼす恐れがある時などには、要綱第14条(指導及び助言)、第15条(勧告)の規定に基づく措置が講じられることがある。

(3) 適用対象

本ガイドラインは、以下に示すとおり、市内において系統用蓄電池設備及び再エネ併設型蓄電池設備を設置等する事業者に適用される。

また、本ガイドラインの適用対象以外で市内において特定蓄電池設備を設置等する事業者については、本ガイドラインに配慮し、事業を行うものとする。

	項目	内 容
		構外から伝送される電力を構内に施設した蓄電池設備により
特	系統用蓄電池設備	貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数でさ
		らに構外に伝送する設備(同一の構内において発電設備、変電
定蓄		設備又は需要設備と電気的に接続されているものを除く。)
1 電		「浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する
池		条例」第2条第5号に規定する特定施設から伝送される電力を
設	再工ネ併設型蓄電池設備	貯蔵し、構外に伝送する蓄電池設備(構外から伝送される電力
備	再上不併取空台電池畝佣 	をあわせて充電する設備を含む。)
7/用		なお、工場、事業場の敷地内に蓄電池設備を設置し、自社また
		はグループ会社でのみ当該電力を消費するものを除く。

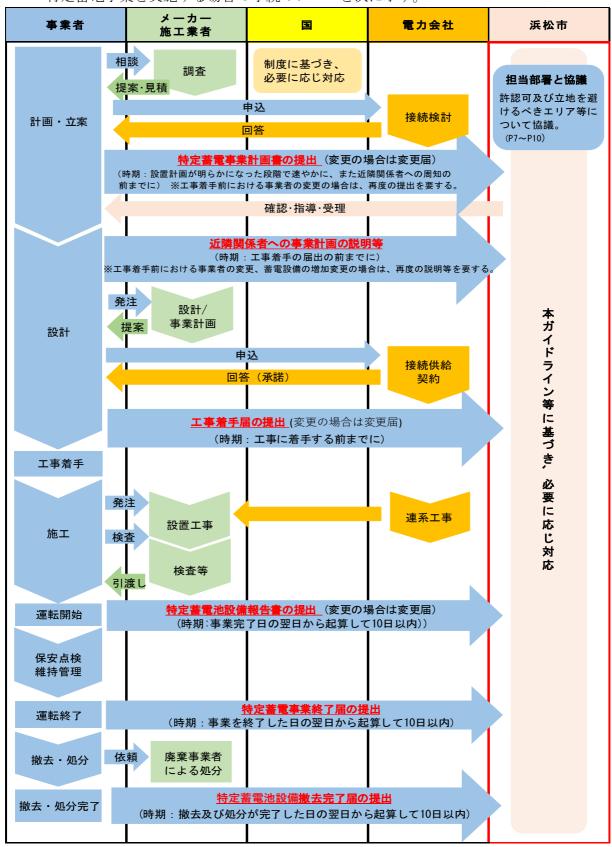
(4) 用語定義

項目	内 容
	電力を一時的に貯蔵し、貯蔵した電力を放出する機能を有する蓄電池及び
	その附属設備(「電気事業法」第2条第1項第18号に規定する電気工作物
特定蓄電池設備	のうち、発電及び送電に係るものを除く)
	本ガイドラインでは、(3) 系統用蓄電池設備または再エネ併設型蓄電池設
	備が該当
	市内において特定蓄電池設備を設置(設置に伴う木竹の伐採、切土、盛土
特定蓄電事業	その他の造成工事を含む。)、運用管理、撤去及び廃止に伴って必要とな
	る措置等に関する事業
特定蓄電事業者	市内において特定蓄電事業を実施し、又は実施しようとする者
事業区域	特定蓄電事業の用に供する土地の区域
	事業区域の境界線に接する土地を所有する者又は当該土地に存する建物
近隣関係者	の所有者及びこれらについて使用することができる権原を有する者、事業
近	区域の属する自治会関係者、特定蓄電池設備の事業区域の境界線から 100
	メートル以内の地域に居住する者及び事業を営む者
出力	系統連系線との接続地点における特定蓄電池設備の出力(kW)
容量	特定蓄電池設備に蓄えることができる電力の量 (kWh)

建築物	建築基準法第2条第1項に規定する建築物	
電技省令	電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)	
電技解釈	電気設備の技術基準の解釈として、電技省令に定める技術的要件を満たす	
	ものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したもの	
	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電	
保安規程	気事業法第42条及び電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)	
	第50条の規定に基づき特定蓄電事業者自らが作成する保安のための規程	

2 事業フロー

特定蓄電事業を実施する場合の手続のフローを次に示す。



3 遵守事項・配慮すべき事項

本ガイドラインの記載事項のうち、要綱並びに関係法令等に該当する場合に、事業者に 求められる事項について、次に示す。

遵守事項

計画・立案	設置を計画している土地に対し、規制されている法令等の必要な手続の実施
設計・施工	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務の遵守 電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計 設計を委託する場合は、委託先に対する電気事業法などに適合した設計の実施の要求 及びその結果の確認 施工を委託する場合は、必要な資格を有する者への施工委託 委託先に対する関係法令及び条例を遵守した適切な施工の要求、施工状況及びその結果の確認 出力1万kW以上または容量8万kWh以上の場合には、電気事業法に基づく工事計画の 届出及び使用前自主点検の実施 建築基準法・消防法等の規定に基づく技術基準の遵守 延算機能を関係を遵守した処理
運用管理	電気事業法に基づく保安規程の届出及び届出内容に基づく維持管理
撤去・処分	(事業終了後撤去までの期間) 建築基準法・消防法等の規定に適合した適切な運用管理 (撤去及び処分時) 廃棄物処理法等の関係法令を遵守した撤去

[※]事業の実施に当たっては、記載事項以外に該当する関係法令を必ず確認すること。

配慮すべき事項

計画・立案	エリア設定に配慮した土地の選定
	「特定蓄電事業計画書(様式第1号)」(事業概要、説明方法等)の市への提出
	届出内容に変更が生じた場合の「 事業計画変更等届(様式第2号)」 の市への提出
	「特定蓄電事業計画書(様式第1号)」記載内容に基づく近隣関係者への説明等
	「特定蓄電池設備設置工事着手届(様式第3号)」(説明結果等)の市への提出
	軟弱地盤、雨水・排水対策(調整池の設置等)等の対策
=n=1 14	工事の施工時に地域住民から安全確保の要請があった場合の対応
設計・施工	粉じん、騒音・振動、濁水対策、工事現場への立入防止措置、緩和緩衝帯等の設置
	「特定蓄電池設備(設置完了・運用開始)報告書(様式第4号)」(設置完了等)の
	市への提出
運用管理	「特定蓄電池設備(設置完了・運用開始)報告書(様式第4号)」(運用管理計画等)
	の市への提出
	届出内容に変更が生じた場合の「 事業計画変更等届(様式第2号)」 の市への提出
	保守点検及び運用管理計画の策定、体制の構築

	保守点検結果の記録・保管	
	地域住民と協定書等により合意した事項の遵守、施設内の適切な管理	
	除草等の適正な管理	
	地域住民への騒音対策 (法規制対象外の場合)	
	事故発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制の構築	
	事故発生時の現地確認、地域への被害発生時における市及び地域住民への連絡	
	撤去等に関して市や地域住民と合意事項がある場合の対応	
撤去・処分	「特定蓄電池設備運用終了届(様式第5号)」の市への提出	
	「特定蓄電池設備撤去完了届(様式第6号)」の市への提出	

4 エリア設定

特定蓄電事業の計画に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、地域との調和や防災、景観、環境等の観点も含めて検討する必要がある。

本ガイドラインでは、その地域の特性や特定蓄電事業の現状を踏まえた上で、「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」を明示する。

仮にこれらエリアにおいて事業実施する場合については、立地場所の調整も含め入念な検討を行うこと。特に、法令等により規制されている場所に関しては、制度上の手続きを確実に完了させ、地域住民及び関係機関へ事前説明を行うことで、立地に対する意向、問題点等を把握しておくこと。

また、立地だけでなく撤去・処分が適正に行うことができるよう検討し明示しておくと ともに、必要な準備をしておくこと。

(1) 立地を避けるべきエリア

区域名	根拠法令	概要(理由等)
特別緑地保全地区	都市緑地法	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、木竹の伐採や土地の形質変更等が規制されている。
自然公園区域	自然公園法	自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを
	静岡県立自然公園条 例	目的に指定された公園である。蓄電池設備の設置は、自然環境や景観へ与える影響が大きいことから、立地を避けるべきエリアである。
自然環境保全地域	自然環境保全法	自然環境保全地域は、優れた自然環境を有している地域を 保全するとともに、生物多様性の確保等を推進し、将来に 亘りこれを継承するために指定した地域であり、工作物の 設置や木竹の伐採等、自然環境の保全に影響がある行為は 規制されている。
	静岡県自然環境保全 条例	
鳥獣保護区特別 保護地区	鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護を目的に指定しており、うち、特別保護地区は特に鳥獣保護を図る必要がある区域として指定している。特別保護地区では、工作物の設置や木竹の伐採等、鳥獣保護に影響がある行為は規制されている。
土壌汚染対策法 に基づく要措置 区域	土壤汚染対策法	要措置区域は土壌汚染により健康被害が生じ、又は生ずる おそれがある土地であるため、土地の形質の変更が原則として禁止されている。

区域名	根拠法令	概要(理由等)
①廃棄物最終処 分場(埋立処分 終了した最終処 分場を除く) ②廃棄物の不法 投棄地	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	①埋立処分終了届出書が提出されていない廃棄物の最終処分場については、蓄電池設備を設置することにより、廃棄物最終処分場の適切な維持管理に支障をきたす可能性や、廃棄物最終処分場周辺の生活環境に支障をきたす恐れがあるため立地を避けるべきエリアである。 ②廃棄物が不法投棄されている土地については、原因者による不法投棄地の原状回復に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきエリアである。
市街化調整区域	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を行う目的として、市街 化調整区域における特定工作物の建設又は建築物の建築は 都市計画法に規定されているものを除き、規制されている。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、 市町村が策定する農業振興地域整備計画により、農業上の 利用を確保すべき土地として設定されている区域である。
甲種農地又は採 草放牧地	農地法	今後も優良な農地として利用を図る区域であるため、蓄電 池設備の設置を避けるべきエリアである。 また、農用地区域以外であっても、10ha 以上の規模の一 団の農地や農業公共投資の対象となった農地は、農地法の
第1種農地又は 採草放牧地		関の展地や展業公共投資の対象となった展地は、展地伝の 第1種農地等に該当し、良好な営農条件を備え、農地とし ての利用が優先される土地であることから、蓄電池設備の 設置を避けるべきエリアである。
保安林	森林法	保安林は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、 その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成す るために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変 更等が制限されている。
①河川区域		出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理 施設を損傷させるおそれがある。
②河川保全区域	河川法	①1号地:河川の流水が継続して存する土地 2号地:河川管理施設の敷地である土地 3号地:1号地と一体管理されるべき区域
③河川予定地		②河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地 ③河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地
①海岸保全区域	. 海岸法	蓄電池設備の設置により、公衆の自由使用を妨げ、海岸保全施設を損傷させるおそれがある。 ①海岸地盤の変動被害から海岸を防護するため海岸保全施
②一般公共海岸 区域		設等の管理が必要な区域 ②自然公物として公衆の自由使用に供される公共海岸のう ち①を除いた区域
指定等文化財区 域	文化財保護法	文化財は、一度失ってしまえば二度とよみがえることのない、国民共有のかけがえのない財産できる。社会に其づき
	静岡県文化財保護条例	い、国民共有のかけがえのない財産である。法令に基づき 指定等されている文化財は保護を原則としており、指定文 化財等が存在するエリアは立地を避けるべきである。
	浜松市文化財保護条例	

(2) 慎重な検討が必要なエリア

区域名	根拠法令	概要(理由等)
景観計画区域 (浜松市全域)	景観法	景観計画区域内において、届出対象規模となる場合には、景観形成基準に適合する必要がある。
	浜松市景観条例	また、景観形成基本計画等を参照し、必要に応じて主要な眺望点からの景観や周囲の自然環境、土地利用、歴史・文化などの地域の特性等にも配慮することが必要である。
宅地造成等工事規 制区域	宅地造成及び特定 盛土等規制法	宅地造成等に伴い災害が生じるおそれが大きい区域であり、 蓄電池設備の設置に関する工事により土地の形質に変更が 生じる場合は許可を要する。
特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定 盛土等規制法	特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合、これに伴う災害による危害が特に大きい区域であり、蓄電池設備の設置に関する工事により土地の形質に変更が生じる場合は許可を要する。
風致地区	都市計画法	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然 的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の 建築、木竹の伐採等が規制されている。
土壌汚染対策法に 基づく形質変更時 要届出区域	土壌汚染対策法	汚染土壌が存在するため、土地の形質を変更する場合、汚染 土壌又は特定有害物質が拡散しないよう、土地の形質の変更 の施工方法について届出を要する。
埋立処分終了した 最終処分場又は廃 棄物処理法に基づ く指定区域	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	埋立処分終了届出書が提出された最終処分場又は指定区域 は、地下に廃棄物が存在するため、土地の形質の変更の施工 方法について慎重な検討を要する。
地域森林計画対象民有林	森林法	地域森林計画対象民有林は、森林法に基づく地域森林計画の 対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、森林所有 者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林である。 林地の開発や立木の伐採を行う場合は、森林法に基づく手続 き(林地開発許可申請、伐採届等)が必要。 また、森林整備等を補助事業により実施した区域では、一定 期間、林地の転用や立木の伐採が制限されている。
砂防指定地	砂防法	治水上砂防の為、砂防設備の設置を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり防止区域	地すべり等防止法	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。 ※地すべり防止区域外においても航空写真等により地形判読を行い、地すべり地でないか確認が必要。

区域名	根拠法令	概要(理由等)
急傾斜地崩壊危険 区域	急傾斜地の崩壊に よる災害の防止に 関する法律	崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域である。当該区域は、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。当該区域は、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
洪水浸水想定区域	水防法	水防法第 14 条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川(水位周知河川)において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、洪水浸水に伴う火災や感電事故及び洪水漂流物による被害を避けるため、特定蓄電池設備の設置には、検討が必要である。水防法第 14 条の 3 に基づき、海岸において、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域であり、高潮浸水に伴う火災や感電事故及び洪水漂流物に依る被害を避けるため、蓄電池設備の設置には、検討が必要である。
津波浸水想定の区 域及びこれに類す る区域等 津波災害警戒区域	津波防災地域づく りに関する法律	津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づく津波浸水想 定の区域等津波により浸水が想定される区域及び53条に基 づく津波災害警戒区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故 及び津波漂流物による被害を避けるため、特定蓄電池設備の
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	設置には、検討が必要である。 土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合で、工事に先立ち 記録保存のための発掘調査を実施する必要が生じる場合が ある。また、埋蔵文化財包蔵地の状況によっては、保全措置 が必要な場合もある。
水源保全地域	静岡県水循環保全 条例	水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある区域は、水源保全地域に指定されている。 水源保全地域に指定された区域内で土地の取引や開発行為を行う際は、土地の利用や開発行為により健全な水循環が損なわれないよう慎重な検討を要する。

5 計画·立案

(1) 市との事前協議

① 特定蓄電事業計画書の提出

事業者は、設置の計画が明らかになった段階で速やかに、また地域住民等への周知の前までに、計画している事業内容を記載した「特定蓄電事業計画書(様式第1号)」をカーボンニュートラル推進課へ提出すること。

計画書の記載内容に変更が生じた場合、または事業が中止となった場合には、「**事 業計画変更等届(様式第2号)**」を、速やかに提出すること。

② 法令手続、施工、運用管理等についての事前協議

事業の実施にあたり、巻末の付録「主な関係法令等の手続き及び窓口」をもとに、 担当部署と十分な協議をすること。

ア 土地利用における取扱い

敷地面積が市街化区域で 2,000 ㎡以上、市街化調整区域で 5,000 ㎡以上、都市計画 区域外で 2,000 ㎡以上の場合、浜松市土地利用事業に該当するため、都市整備部土地 政策課と協議をすること。

(2) 近隣関係者との調整

① 近隣関係者への説明

事業者は、市に提出した「特定蓄電事業計画書(様式第1号)」の内容及び施工方法、運用管理、撤去・処分等の事業計画について、ア.事業区域の境界線に接する土地を所有する者又は当該土地に存する建物の所有者及びこれらについて使用することができる権原を有する者、イ.事業区域の属する自治会等関係者、ウ.特定蓄電池設備の事業区域の境界線から 100 メートル以内の地域に居住する者及び同地域において事業を営む者(以下、近隣関係者)に説明すること。なお、説明に当たっては、当該地域住民の代表者に説明の対象や方法について相談する等、事業者の責任において適切に説明を行うこと。

② 説明の方法

説明の際には、資料を用いて説明会や戸別訪問等(以下「説明会等」)を行い、近 隣関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、説明できなかった者に対しては、資料 頒布等対策を講じること。

なお、近隣関係者等からの質問に対しては正確に回答し、その場で回答できなかった案件については、後日、回答をすること。

また、説明会等の議事録を作成するなど、記録を保存すること。

③ 要望への対応

地域住民から、事業計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、再度、説明会等を開催する等、丁寧かつ誠意をもって対応し、理解が得られるように努めること。

6 設計・施工

(1) 事業区域における設計

① 関係法令等の遵守

巻末の付録「主な関係法令等の手続き及び窓口」を参考に、設置を計画している土地に対し、規制されている法令等を把握し、担当窓口へ必要な手続きをとること。

② 防災・安全面の配慮

設置を計画している土地の周辺の状況や地盤等については、文献調査や現地調査などの事前調査を入念に行ない、下記における対策を講じ、防災・安全面に配慮すること。

ア 火災等への対応

特定蓄電池設備からの発火による火災を防止するため、消防法等の関係法令の規制に基づいた措置を講じること。

イ 軟弱地盤への対応

不同沈下が生じないよう、地盤改良等の対策工などの措置を講じること。

ウ盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

エ がけ崩れ・十砂流出対策

開発区域内の地下水を排出する排水施設や擁壁などを適切に設置すること。

オ がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などでがけ 地の崩落対策を講じること。

カ 湧き水対策

地下排水管の設置など適切な措置を講じること。

キ 雨水・排水対策

集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水の流出抑制を踏まえた有効な排水対策(排水路改修、調整池等の設置等)を講じること。

③ 環境への配慮

ア 騒音の防止

騒音関係特定施設に該当する設備(冷凍機(空調の室外機)や送風機等)を設置する場合は、設置位置の検討や防音壁の設置などにより、規制基準を順守すること。特定施設に該当しない場合には、地域住民に影響を与えないような対策を施すこと。

イ 緑地の保全及び緑化

特定蓄電池設備の敷地の周囲は、環境に配慮し、緑地の保全及び緑化を行うこと。

自然環境が良好な地域においては、特に緑地の保全を優先し、これが難しい場合においては緑化に努め適正に管理すること。

ウ 生活用水等への配慮

地下水や湧水を飲水など生活に利用している地域では、水質の悪化や水量の低下が生じないよう措置を講じること。また、土砂の流出等により水源の水質が悪化しないよう対策を講じること。

エ 河川・湖への配慮

下流の河川や湖において、土砂流出等による生態系や農林水産業等への影響が起こらないように、水質の悪化や低下が生じないよう措置を講じること。

オ 動植物の保護

貴重種の生育・生息が確認された場合には、「静岡県レッドデータブック」に 定める掲載種の保護方針に基づき、回避、低減、代償措置を実施すること。

④ 景観への配慮

ア 景観計画の尊重

景観計画に規定された景観形成基準のみならず、当該地区の景観形成の理念、 方針、特性等を充分に把握し、これを尊重すること。

イ 設置による影響の適切な把握

景観計画において保全すべき地域の優れた景観として示された次のような景観については、その景観の視点場を適切に把握するとともに、フォトモンタージュ等のシミュレーションにより設置による影響を明らかにし、必要に応じて対策を講じること。特に、主要な眺望点からの眺望景観には留意すること。

- 主要な眺望点からの眺望景観
- ・山並み、丘陵、河川、湖沼、海岸等自然景観
- ・史跡、名勝等歴史的・文化的な景観
- ・ 市街地、住宅地等街並み景観
- ・棚田、果樹園、森林等、農山村の田園風景
- ・保養地、別荘地等の景観

ウ 稜線の保全

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、樹木の伐採による稜線の連続性の断絶や当該設備の稜線からの突出等により山並みの眺望等に違和感を与えやすいことから、影響を及ぼす場合は設置を避けること。

エ 目隠し等の措置

公共的な施設(道路、公園等)や住宅地、観光施設等に近接する場合は、通行者、通行車両、施設利用者等から直接見えないよう、設備の配置について工夫するとともに植栽等により修景すること。

周囲にフェンスを設置する場合は、植栽の内側とし、周囲の景観に調和した色

彩とするとともに、目隠しの程度や周囲への圧迫感の軽減のいずれにも配慮されたものとすること。

※植栽とは、樹木を敷地の地表面に直接植えるものをいう。

オ 特定蓄電池設備(コンテナ等)の色彩

特定蓄電池設備(コンテナ等)は、関係法令を遵守し、周囲の景観と調和した目立たない色彩とすること。

(2) 蓄電池設備の設計

① 適切な設計委託

設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行うこと。

② 安全等に配慮した設計

電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。

また、防災、騒音などの環境保全、景観保全、発火による消防活動を考慮し、さらに保守点検及び運用管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うこと。

③ 基準等に基づいた設計の実施

電技解釈に対する具体的な仕様については、日本工業規格(JIS 規格)において定められているものが多いため、これらを参考にし、設計すること。

(3) 施工

① 工事着手に関する事前の届出

ア 工事着手届の提出

事業者は、特定蓄電池設備に係る工事を着手する前までに、「**特定蓄電池設備** 設置工事着手届(様式第3号)」をカーボンニュートラル推進課へ提出するこ と。

② 安全等に配慮した適切な施工

ア 法令等の遵守

関係法令及び要綱の規定に従い、施工を行うこと。

施工に必要な資格を有する業者に発注を行うとともに、電気事業法など自らに 義務が課されている法令を理解し、施工発注先に対して、関係法令及び要綱を遵 守した適切な施工を求めること。 また、施工状況及びその結果の確認を行うこと。

イ 工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、近隣関係者等からさらなる 安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。

また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・ 小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置、散水等を行うこと。

さらに、設置工事に伴う資材置き場などが周辺に影響を及ぼさないように配慮 すること。

ウ 適切な廃棄物処理

伐採木などの廃棄物等については、関係法令や条例に従い、適切に処理すること。施工業者に対して、同様の配慮や適切な処理を求めるとともに、設置工事に伴う廃棄物等が適切に処理されていることを自らも確認すること。

また、廃棄物が残置されている場合や、施工区域内に廃棄物を発見した場合は、施工業者に対して、適切に処理が行われるよう指導すること。

エ 標識の表示

事業区域の造成工事等の開始後、事業地の外部から見えやすい場所に、公衆に対し危害を及ぼすおそれがなく、最小限のもので、事業概要について記載した標識を速やかに掲示すること。

③ 周辺環境への配慮

ア 騒音・振動対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動について、適切な対策 を講じること。また、施工に伴い、近隣関係者等から苦情があった場合には速や かに対応すること。

イ 濁水対策

工事により公共用水域の水質が悪化しないような対策を講じること。

ウ関係者以外の立入防止措置

外部から容易に特定蓄電池設備に触れることができないように、特定蓄電池設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができない構造とすること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講じること。

エ 緩和緩衝帯等の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため防音壁や中 高木による緑地その他の緩衝帯を設ける等の措置を行うこと。

④ 設置完了に関する届け出

設置完了届の提出

事業者は、特定蓄電池設備に係る工事が完了したときは、当該完了の日の翌日から起算して10日以内に、「特定蓄電池設備(設置完了・運用開始)報告書(様式第4号)」をカーボンニュートラル推進課へ提出すること。

7 運用管理

(1)保安規程等に基づく点検

特定蓄電池設備の運用に当たっては、電気事業法に基づき届け出た保安規程の内容を遵守すること。

また、出力1万kW以上または容量8万kWh以上の場合には、電気事業法に基づく工事計画の届出及び使用前自主点検を実施すること。

(2) 適正な管理

① 結果の記録・保管

運用管理計画どおり保守点検及び運用管理を行うとともに、結果について記録、保管すること。また定期的に発電量を計測し、記録すること。

② 地域住民への配慮

当該事業に関し、地域住民と協定書等により合意した事項がある場合には、その内容を遵守すること。

③ 周辺環境等への配慮

ア 火災の防止

特定蓄電池設備を適切に管理するとともに、除草なども定期的に行い、火災の 発生防止に努めること。

イ 騒音の防止

特定蓄電池設備や防音壁などの騒音防止設備を適切に管理することにより、騒音被害の発生防止に努めること。

また、地域住民等から苦情があった場合には速やかに、かつ真摯に対応すること。

ウ 関係者以外の立入防止措置の管理

柵塀等については、出入口に施錠等を行うとともに、適切に運用管理を行い、 外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講じること。

エ 施設内の管理

事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理すること。特に除草剤などを散布する場合、事前に散布の日時等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。また、啓発看板の設置等により事業地への不法投棄の防止すること。

(3) 運用管理に関する進捗報告

① 運用管理開始に関する届出

特定蓄電池設備の運用管理を開始(譲渡等により発電事業者が変わり、新たに運用管理を開始する場合も含む)する前までに、「特定蓄電池設備(設置完了・運用開始)報告書(様式第4号)」を提出すること。

② 事業の変更に関する届出

「特定蓄電池設備運用開始報告書(様式第4号)」の記載内容に変更があった場合には、「事業計画変更等届(様式第2号)」を提出すること。

(4) 非常時の対処

ア 関係者との連携体制の構築

特定蓄電池設備の事故発生、運転停止、放充電力量の低下などの事態が発生した ときの対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施で きる体制を構築すること。

イ 迅速な対応の実施

落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による特定蓄電池設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生したときには、直ちに放充電、運転状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、特定蓄電池設備の発火、損壊、飛散及び感電のおそれがないことを確認すること。

また、特定蓄電池設備の異常や発火、破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市及び地域住民へ速やかにその旨を連絡し、被害防止や被害の拡大防止のための措置を講じること。被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うこと。

8 撤去 见分

(1) 法令等に基づく適正な撤去・処分

事業を終了した特定蓄電池設備について、撤去までの期間、関係法令の規定に準拠して適切に維持管理すること。また、特定蓄電池設備の撤去及び処分に当っては、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去を行うこと。

なお、処分に当たっては、リユース・リサイクル等を通じて循環型社会の形成に寄与 すること。

(2) 撤去・処分の手続等

ア 特定蓄電池設備運用終了届

当該蓄電池設備の運用を終了した日の翌日から起算して 10 日以内に「**特定蓄電池** 設備運用終了届(様式第5号)」を提出すること。

イ 特定蓄電池設備撤去完了届

当該特定蓄電池設備を撤去及び処分が完了した日の翌日から起算して 10 日以内に「特定蓄電池設備撤去完了届(様式第6号)」を提出すること。

ウ 処分費用の積立

事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その開始時期と終了時期、想定積立 金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、必要となる費用の積立を計 画的かつ確実に行うこと。

エ 地域住民との合意事項

事業終了後の設備の撤去など市や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

オ 景観への配慮

事業終了後の事業用地については、一定の景観配慮がなされた状態で事業終了とすること。

9 届出様式

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

住所 名称 代表者氏名

※署名の場合は押印不要 電話

特定蓄電事業計画書

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第6条第1項に基づき、下記のとおり特定 蓄電事業計画書を提出します。

記

(事業者)

事業者名(注1)	
法人番号(注2)	
事業者の住所	(〒 −)
(注 3)	
発電事業者の状況	発電事業者 • 発電事業者以外
(いずれかに○)	光电争未行 光电争未行以外

(設備の内容)

発電(蓄電)所名称		
	地番	区町
	地目	
事業実施場所	面積	
	用途地域	市街化区域市街化調整区域
	(いずれかに○)	都市計画区域外
土地の権利関係 (いずれかに○)	自己所有地	売買 借地
土地の契約状況	年 月	日 (契約済 ・ 契約手続中)
(いずれかに○)	※契約済の場合は勢	R約日を、今後契約の場合は予定日を記入
蓄電池出力(注4)		系統連系出力・kW
蓄電池容量		<u>kWh</u>
工事スケジュール (予定)	(工事着工) (工事竣工)	年 月 日 から 年 月 日 まで

運転期間 (予定)	(運転開始) (運転終了)	年 年	月 月	日日	から まで	
李雪沙	蓄電池種類(リチウムイオ 池等)製造メーカー					
蓄電池	型番					
	製造メーカー					
パワーコンディシ	型番					
ョナー	定格出力					kW
	設置基数					台

(説明会等の内容)

	説明方法 (いずれかに○)	説明会の開催 その他(戸別訪問)
	説明時期			
近隣関係者との調	説明場所			
整 (予定)	説明内容			
	説明対象	説明対象者数 計 (ア 隣接者等 (イ 自治会関係者 (ウ 居住者等	人 人) 人) 人)	

(その他)

発火を防止するた		
めの方法		
火災時に周辺への		
延焼を防止するた		
めの方法		
充電設備から発生		J.D.
する音圧レベル		d B
騒音を防止するた		
めの方法		
排水方法	自然浸透	その他
(いずれかに○)	日	ر ۱۳۸۷ الله

土砂災害等が懸念 されるエリアへの 該当性(いずれか に○)	土砂災害特別 ² 砂防指定地 その他(警戒区域 土砂災害 地すべり防止区域)	警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害等を防止 するための方法			

(連絡先)

	特定蓄電事業者	所属				
	(担当者)	氏名		電話		
	設計·施工事業者 (担当者)	会社名				
連絡先		所属				
	(3-4)	氏名電話				
	保守点検責任者 (担当者)	会社名				
		所属				
		氏名		電話		

【添付書類】

- ・位置図 (発電(蓄電)所計画地の位置及び付近の状況を示す図面)
- ・土地利用平面図(蓄電池、パワーコンディショナー、系統連系柱、入口<施錠可能な構造とする>、標識、柵・塀等<高さを記載>、緑地の配置を記載)
- ・排水方法の分かる資料(排水路、調整池等を土地利用計画平面図に記載でも可)
- ・災害・騒音を防止する方法が分かる資料(緩和緩衝帯、防音壁、排水路、調整池等を土 地利用計画平面図に記載でも可)
- ・周知対象となる範囲を示す図面
- ・履歴事項全部証明書(3か月以内に発行したもの)※写しでも可とする。
- ・電気事業法における発電事業者であることがわかる書類もしくは経済産業省へ 「発電事業届出書」を届け出たことがわかる書類(発電事業者に該当する場合)
- ・説明会や戸別訪問での使用する予定の資料

【注意事項】

- ・正副2通を作成し提出すること。(副本はコピーでも可。添付資料は不要。)
- ・副本を農地転用手続き等の添付資料とする場合には必要部数の副本を作成すること。
- (注 1) 法人については、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。提出者と同一の場合は、「提出者と同じ」と記載することも可。
- (注2) 国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載。
- (注3) 提出者の住所と同一の場合は、「提出者と同じ」と記載することも可。
- (注4)系統連系線との接続地点における特定蓄電池設備の出力。

様式第2号(第6、8、10条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

住所 名称

代表者氏名 ※署名の場合は押印不要

電話

事業計画変更等届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第6条第2項に基づき、下記のとおり事業 計画変更等届を提出します。(該当する届出にチェックをしてください。)

- □ 特定蓄電事業計画書の廃止「第6条第2項」
- □ 特定蓄電事業計画書の変更「第6条第3項」
- □ 特定蓄電池設備設置工事着手届の変更「第8条第2項」
- □ 特定蓄電池設備(設置完了・運用開始)報告書の変更「第10条第2項」

記

発電(蓄電)所名称			
事業実施場所 (地番)	区	町_	

(変更の内容) ※変更がない項目には「なし」と記載して下さい。

項目	変更前	変更後
	住所	住所
特定蓄電事業者	名称	名称
(代表者)	代表者氏名	代表者氏名
	電話	電話
特定蓄電事業者	所属	所属
(担当者)	氏名	氏名
(担当有)	電話	電話
設計・施工事業者	所属	所属
(担当者)	氏名	氏名
(1旦当有)	電話	電話
保守点検責任者	所属	所属
(担当者)	氏名	氏名
(15日17)	電話	電話

蓄電池設備その他		
----------	--	--

【添付書類】

- ・変更の内容が分かる資料(変更の場合)
- ・災害・騒音を防止する方法が分かる資料(緩和緩衝帯、防音壁、排水路、調整池等を土地利用計画平面図に記載でも可)(蓄電池設備等の変更の場合)
- ・周知対象となる範囲を示す図面(蓄電池設備等の変更の場合)
- ・事業者の権利の承継もしくは変更が分かる資料 (特定蓄電事業者の変更の場合)

(近隣関係者への説明等の状況)

項目		内容		
実施方法	説明会の開催	戸別訪問		
(いずれかに○)	その他()
最終実施日時		年 月	日	
実施事業者・説明				
者				
説明対象者数	説明対象者数 計 (ア 隣接者等 (イ 自治会関係者 (ウ 居住者等	人 人) 人) 人)		
説明者数	説明者数 計 (ア 隣接者等 (イ 自治会関係者 (ウ 居住者等	人 人) 人) 人)		
近隣関係者等から				
の主な意見・要望				
意見・要望				
への対応				

※蓄電池設備の蓄電池出力又は蓄電池容量の増加を伴う変更があった場合にのみ記載すること。

【添付書類】

- ・説明会や戸別訪問の議事録
- ・説明会や戸別訪問の際に頒布した資料

(廃止の内容)

計画廃止年月日	年	月	日		
廃止理由					

【添付書類】

・廃止の内容が分かる資料(廃止の場合)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

住所 名称 代表者氏名 ※署名の場合は押印不要 電話

特定蓄電池設備設置工事着手届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第8条に基づき、下記のとおり工事着手届 を提出します。

記

発電(蓄電)所名称							
事業実施場所 (地番)		区		町			
工事着手予定日		年	月	日			
工事完了予定日		年	月	目			
一般送配電事業者又は配	申込日			年	月	日	
電事業者への接続供給に	受付番号等						
単手名への接続供給に 関する契約申込の状況	回答通知日			年	月	日	
	通知番号等						

(近隣関係者への説明等の状況)

項目		内容	
実施方法	説明会の開催	戸別訪問	
(いずれかに○)	その他()
最終実施日時		年 月 日	
説明実施者			
説明対象者数	説明対象者数 計 (ア 隣接者等 (イ 自治会関係者 (ウ 居住者等	人 人) 人) 人)	
説明者数	説明者数 計 (ア 隣接者等 (イ 自治会関係者 (ウ 居住者等	人 人) 人) 人)	

近隣関係者等から	
の主な意見・要望	
意見・要望	
への対応	

【添付資料】

- ・工事工程表
- ・関係法令の許認可届の写し
- ・説明会や戸別訪問の議事録
- ・説明会や戸別訪問の際に頒布した資料

様式第4号(第9、10条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

住所 名称 代表者氏名 ※署名の場合は押印不要 電話

特定蓄電池設備(設置完了·運用開始)報告書

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第9条または第10条第1項に基づき、特定蓄電池設備(設置完了・運用開始)報告書を提出します。(該当する届出にチェックをしてください。)

- □ 特定蓄電池設備の設置完了報告「第9条」
- □ 特定蓄電池設備の運用開始報告「第10条第1項」

記

(設備の内容)

発電 (蓄電) 所名称			
事業実施場所	地番 地目 面積	区 町	
	用途地域 (いずれかに○)	市街化区域 市街化調整 都市計画区域外	区域
蓄電池 出力	kW	(系統連系出力)	
蓄電池 容量	kW	<u>n</u>	
設置完了日		年 月 日	
運転期間	(運転開始日)	年 月 日から)
(上)	(運転終了日)	年月日まで	\$
運用管理計画の内 容			
処分費用(見込)	円	処分費用積立額 (予定)	円/年

(連絡先)

	特定蓄電事業者	所属		
	(担当者)	氏名	電話	
		会社名		
	設計・施工事業者 (担当者)	所属		
	(3	氏名	電話	
連絡先	保守点検責任者 (担当者)	会社名		
		所属		
	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	氏名	電話	
	緊急連絡先 (担当者)	会社名		
		所属		
		氏名	電話	

【添付書類】

- 土地利用計画平面図
- ・現況写真(発電施設、標識(記載内容が判読可能なもの)、柵・塀等が確認でき、かつ複数方向から撮影したもの)
- ・運用管理の内容が分かる資料(蓄電池設備の運用管理開始報告の場合)

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

名称 代表者氏名 ※署名の場合は押印不要

電話

住所

特定蓄電池設備運用終了届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第11条に基づき、特定蓄電池設備運用終 了届を提出します。

記

発電(蓄電)所名称					
事業実施場所	(地番)		区		町
事業地の敷地面	面積(m²)				
	商号又は名称				
蓄電池	所在地				
事業者	代表者氏名				
	担当者(連絡先)				
運転終了日		年	Ē	月	日
特定蓄電池設備定)	帯の撤去完了日 (予	年	Ē	月	日
特定蓄電池設備の概要及び今後 の蓄電池設備の撤去計画の内容					
特定蓄電池設備のリサイクル、リ ユースなどの計画					
跡地利用の計画	Ī				

特記事項	

【添付書類】

- 土地利用平面図
- ・特定蓄電池設備の撤去計画の内容が分かる資料

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

浜松市長 あて

名称 代表者氏名 ※署名の場合は押印不要

住所

電話

特定蓄電池設備撤去完了届

浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱第12条に基づき、特定蓄電池設備撤去完 了届を提出します。

記

発電(蓄電)所名称					
事業実施場所	(地番)]	又		町
事業地の敷地面	ī積(m²)				
	商号又は名称				
特定蓄電事業	所在地				
者	代表者氏名				
	担当者(連絡先)				
特定蓄電池設備	前の概要				
撤去完了日		年		月	日
特定蓄電池設備のリサイクル、リ ユースなどの状況					
特記事項					

【添付書類】

・現況写真(撤去が完了した状況が確認でき、かつ複数方向から撮影したもの)

付録 主な関係法令等の手続き及び窓口

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
1	電気事業法	出力規模によって、基礎情報の届出、工事計画の届出、保 安規程の届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査(自 己確認)の実施、電気事故報告等の手続きが必要となる。	届出	経済産業省 中部近畿産業保安監督部 電力安全課 連絡先(052-951-0547)
	消防法	指定数量以上の危険物を取り扱う蓄電池設備を設置する場合は、消防法の基準に従い設置しなければならない。 なお、この場合は、事前に消防長の許可を受け、完成検査 を受けた後でなければ使用してはならない。 また、廃止したときは、遅延なく消防長に届け出なければ ならない。	許可届出	浜松市 消防局 予防課 (消防局 4 階) 連絡先 (053-475-7544)
2	浜松市火災 予防条例	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を取り扱う蓄電池設備を設置する場合は、浜松市火災予防条例に規定する基準に従い設置しなければならない。なお、この場合は、あらかじめ、消防署長に届け出なければならない。	届出	浜松市 消防局 予防課 (消防局4階) 連絡先(053-475-7544) ※内容によっては、管轄の消 防署をご案内します。 ※届出先は管轄の消防署とな ります。
	浜松市火災 予防条例	蓄電池設備(蓄電池容量が 10 キロワット以下のものを除く。)を設置する場合は、浜松市火災予防条例に規定する基準によらなければならない。 なお、蓄電池設備(蓄電池容量が 20 キロワット以下のものを除く。)を設置する場合は、あらかじめ、消防署長に届け出なければならない。	届出	浜松市 消防局 予防課 (消防局4階) 連絡先(053-475-7542) ※内容によっては、管轄の消 防署をご案内します。 ※届出先は管轄の消防署とな ります。
3	建築基準法	蓄電池を収容するコンテナを複数積み重ねる場合にあって は、建築基準法上の建築物として取扱い、建築確認申請や完 了検査申請が必要となる。	申請	浜松市 都市整備部 建築行政課 (浜松市役所本館 4 階) 連絡先 (053-457-2472)
4	国土利用計画法	一定規模以上の土地売買等の契約をしたときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した土地売買等届出書に必要な書類を添付して契約を結んだ日を含めて2週間以内に知事又は政令市の長に届け出なければならない。 届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が2,000㎡以上、市街化調整区域・非線引きの都市計画区域が5,000㎡以上、都市計画区域外が10,000㎡以上の契約である。土地売買等には、交換、地上権・賃借権の設定・譲渡を含むが、使用貸借権や権利金・一時金が支払われない賃借権(例えば、月極又は年極の地代のみを支払う契約である場合)の設定・譲渡は含まない。 届出を受けた知事又は市長は、利用目的について審査を行い、土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがある。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがある。	届出	浜松市 都市整備部 土地政策課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2365)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
5	景観法	《都田テクノポリス工業地区景観計画重点地区》 建築物、若しくは高さ1メートルを超える工作物を新築 (新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することと なる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をしようとするも のは、あらかじめ市長に届け出なければならない。 《都田テクノポリス工業地区景観計画重点地区以外の区域》	届出	浜松市 都市整備部 土地政策課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2656)
	浜松市景観 条例	同一敷地内における建築面積の合計が 1,000 ㎡を超える建築物、若しくは高さ 15 メートルを超える建築物(工作物)を新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をしようとするものは、あらかじめ市長に届け出なければならない。		都市整備部 北部都市整備事 務所 (浜名区役所3階) 連絡先 (053-585-1161)
6	宅地造成及 び特定盛土 等規制法	主な手続きの概要:工事に伴う以下の土地の形質変更は許可が必要となる。 ①盛土で高さ1m超の崖を生じるもの ②切土で高さ2m超の崖を生じるもの ③感土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生じるもの (①、②を除く) ④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①~④を除く) また、一時的な土石の堆積においても許可が必要となる。 ⑥最大時に堆積する高さが2m超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く) ※崖とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。 許可に当たり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知(説明会の開催等)が必要となる。	許可	浜松市都市整備部 盛土対策課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2307)
7	浜松市屋外 広告物条例	浜松市屋外広告物条例の規定により、広告物の表示、設置には許可が必要な地域があります(本ガイドライン P14 に記載の標識を除く)。サイン計画案が出来た段階で事前相談をしてください。また、設置が出来る場合においての屋外広告物の施工については、浜松市屋外広告物条例に基づく「屋外広告業」の登録又は特例の届出がある業者へ依頼をしてください。	許可	浜松市 都市整備部 土地政策課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2344)
8	都市計画法	系統用蓄電池のうち、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業(同項第2号に規定する小売電気事業及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業を除く。)の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令第1条第1項第3号に規定する危険物を含有するものについては、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法第4条第11項に規定する第一種特定工作物に該当するものとして取り扱う。	許可	浜松市 都市整備部 土地政策課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2373) 都市整備部 北部都市整備事 務所 (浜名区役所 3 階) 連絡先 (053-585-1161)
		都市計画施設(都市計画道路や都市計画公園等)や市街地開発事業(土地区画整理事業・市街地再開発事業)の区域内で建築物を建築する場合には一定の制限のもと、市長の許可を受けなければならない(第53条)。なお、建築物に該当するか否かについては、建築許可担当部署に確認すること。	許可	浜松市 都市整備部 都市計画課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2371)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
		「風致地区」内において次に掲げる行為を行おうとするものは区域所管の市町長に許可を受けなければならない。(適用除外あり) ② 建築物等の新築・改築・増築又は移転 ③ 宅地の造成等 ③ 木竹の伐採 ③ 土石の類の採取 ③ 水面の埋立て又は干拓 ③ 建築物等の色彩の変更 ⑤ 屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積	許可	浜松市 都市整備部 緑政課 (中央土木整備事務所 1 階) 連絡先 (053-457-2565)
9	都市緑地法	「特別緑地保全地区」内において次に掲げる行為を行おうとするものは区域所管の市町長に許可を受けなければならない。(適用除外あり) ② 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ③ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ③ 木竹の伐採 ③ 水面の埋立て又は干拓 ③ 屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積	許可	浜松市 都市整備部 緑政課 (中央土木整備事務所 1 階) 連絡先 (053-457-2565)
10	自然公園法	「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ①特別地域:工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔その他これらに類するものの色彩変更などの行為は、環境大臣、県知事又は市長の許可を要す。 ②普通地域:同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000㎡を超える太陽光発電施設(蓄電池設備等関連設備含む)の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は都道府県知事又は市町長に届出を要す。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。 ※県田内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。※国立公園及び普通地域については本市は該当なし。	①許可 ②届出	浜松市 都市整備部 緑政課 (中央土木整備事務所 1 階) 連絡先 (053-457-2565)
11	静岡県立自 然公園条例	「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ①特別地域:工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔その他これらに類するものの色彩変更などの行為は、県知事又は市町長の許可を要す。 ②普通地域:同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000㎡を超える太陽光発電施設(蓄電池設備等関連設備含む)の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、市町長に届出を要す。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。 ※県 IP 内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。	①許可 ②届出	浜松市 都市整備部 緑政課 (中央土木整備事務所 1 階) 連絡先 (053-457-2565)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
	静岡県自然	トレン お		浜松市 都市整備部 緑政課 (中央土木整備事務所 1 階) 連絡先 (053-457-2565)
12	環境保全条 例	環境保全条 域、並びに自然公園区域、その他の法令で定める区域以外の	①許可 ②届出	静岡県 くらし・環境部 環境局 自然保護課 (静岡県庁西館 6 階) 連絡先 (054-221-2545)
13	鳥獣の保護 及び管理並 びに狩猟の 適正化に関 する法律	鳥獣保護区特別保護地区内における、建築物その他の工作物の新・改・増築、水面の埋め立て、又は干拓、木竹の伐採などの行為は県知事の許可を要す。 ※県 HP 内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。 ※本市では、「千頭水窪」及び「県立森林公園」鳥獣保護区特別保護地区のみ該当する。	許可	静岡県 くらし・環境部 環境局 自然保護課 (静岡県庁西館6階) 連絡先 (054-221-2719)
14	土壌汚染対策法	土地の形質の変更(掘削及び盛土)部分の合計面積が 3,000 m ³ 以上(有害物質使用特定施設が設置されている土地は 900 m ³ 以上)の場合は工事着手 30 日前までに(有害物質使用特定施設の使用が廃止され、土壌調査が一時的に免除されている土地において土地の形質の変更面積が 900 m ³ 以上の場合はあらかじめ)届出が必要となる。ただし、以下の 3 点全てに該当する場合は届出する必要はない。 〇土壌を敷地外に搬出しない 〇土壌の飛散や流出が伴わない ○掘削部分の最も深いところが 50cm 未満である	届出	浜松市 環境部 環境保全課 (鴨江分庁舎 4 階) 連絡先 (053-453-6144)
15	騒音規制法	・特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合、当該特定建設作業の開始の7日前までに届出が必要となる。 ・新たに騒音に係る特定施設を設置しようとする場合、その特定施設の設置の工事着手30日前までに届出が必要となる。	届出	浜松市 環境部 環境保全課 (鴨江分庁舎 4 階) 連絡先 (053-453-6170)
16	振動規制法	・特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合、当該特定建設作業の開始の7日前までに届出が必要となる。 ・新たに振動に係る特定施設を設置しようとする場合、その特定施設の設置の工事着手30日前までに届出が必要となる。	届出	浜松市 環境部 環境保全課 (鴨江分庁舎 4 階) 連絡先 (053-453-6170)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
17	静岡県生活 環境の保全 等に関する 条例	・特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合、当該特定建設作業の開始の7日前までに届出が必要となる。 ・新たに騒音・振動に係る特定施設を設置しようとする場合、その特定施設の設置の工事着手30日前までに届出が必要となる。	届出	浜松市 環境部 環境保全課 (鴨江分庁舎 4 階) 連絡先 (053-453-6170)
18	廃棄物の処 理及び清掃 に関する法 律	①工事に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者が事業用地外 (300 ㎡以上である場合)で自ら保管する場合にはあらかじめ、浜松市長に届け出なければならない(法第12条第3項)。 ②設置に伴って法第15条の17により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする者は、行為に着手する30日前までに浜松市長に届け出なければならない(法第15条の19)。	届出	浜松市 環境部 産業廃棄物対策課 (鴨江分庁舎3階) ①減量化推進グループ 連絡先(053-453-6110) ②指導グループ 連絡先(053-453-6110)
19	工場立地法	蓄電池設備は太陽光発電、水力発電、地熱発電と同様に、 工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外。 ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、 敷地内に蓄電池設備を設置する場合は、事前に相談すること。	届出	浜松市 産業部 企業立地推進課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2282)
20	農地法	蓄電池設備を農地等に設置する場合、農地転用(農地を農地でなくすこと) などの規制がある。	許可	浜松市 農業委員会事務局 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2485) 北部農地利用グループ (北行政センター3 階) 連絡先 (053-523-3106) 浜北農地利用グループ (浜名区役所 3 階) 連絡先 (053-585-1118)
21	農業振興地 域の整備に 関する法律	原則として、農用地区域内において農業以外の行為はできない。	市町: 計画変更 県:同意	浜松市 産業部 農地利用課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2335)
22	森林法	「開発行為の許可(第10条の2)」 1.0ha を超える森林において開発行為をしようとする者は、知事(移譲市においては市長)の許可を受けなければならない。 また、「太陽光発電設備に付帯する設備の設置を目的とする開発行為」の場合、0.5ha を超えるものについて知事(移譲市においては市長)の許可を受けなければならない。	許可	浜松市 産業部 林業振興課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2159)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
		「森林の土地の所有者となった旨の届出(第10条の7の2)」 新たに森林の土地の所有者となった者は、市町長にその旨を届け出なければならない。 「伐採及び伐採後の造林の届出等(第10条の8)」 地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する 場合には、市町長に届出書を提出しなければならない。	届出	浜松市 【中央区、浜名区】 産業部 林業振興課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2159) 【天竜区】 林業振興課 天竜森林事務所
		「保安林における制限」	形質変更 許可、 伐採届出	(天竜区役所南館 1 階) 連絡先 (053-922-0031)
		保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続を行う 必要がある。(第34条第1項、第34条の2第1項、第34条 の3第1項、第34条第9項、規則第60条第1項第5~9号) 保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続を行 う必要がある。(第34条第2項) 保安林を森林以外の用途に変更する場合は、保安林解除が 必要となる。	解除処分	静岡県 【中央区、浜名区】 西部農林事務所 森林整備課 (静岡県浜松総合庁舎6階) 連絡先(053-458-7235)) 【天竜区】 西部農林事務所 天竜農林局 治山課 (北遠総合庁舎3階) 連絡先(053-926-2337)
23	道路法	事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる(第24条)。 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる(第32条)。 道路を車両制限令で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる(第47条の2)。	許可	浜松市 土木部 【中央区 (旧中央区 (萩丘地区を除く)・旧南区)】 中央土木整備事務所 (中央区北寺島町 617-6) 連絡先 (053-457-1010) 【中央区 (旧西区)】 中央土木整備事務所 (西) (西行政センター3 階) 連絡先 (053-597-1129) 【中央区 (旧東区)】 中央土木整備事務所 (東) (東行政センター2 階) 連絡先 (053-424-0165) 【中央区 (萩丘地区・三方原地区に限る)】 中央土木整備事務所 (東三方) (中央区東三方町 115-4) 連絡先 (053-436-2551)
24	浜松市法定 外道路管理 条例	法定外道路の敷地における占用並びに工作物の新築、改築及び除却並びに土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植及びその伐採をする場合には、浜松市長の許可が必要である(第5条)	許可	
25	浜松市普通 河川条例	普通河川の敷地における占用、工作物の新築、改築、除却、 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為又 は竹木の栽植及びその伐採をする場合には、浜松市長の許可 が必要である(第4条)	許可	

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
26	浜松市都市 下水路条例	○都市下水路に施設又は工作物を設ける場合は浜松市長の許可が必要である(第3条)。下水道法施行令第19条に規定する行為である場合はあらかじめ市長に届出が必要である(第4条)。 ○都市下水路の敷地又は構造物に物件を設け占用をする場合は市長の許可が必要である(第6条)		【浜名区(旧北区(三ヶ日町・三方原地区を除く))】 浜名土木整備事務所 (北行政センター2階) 連絡先(053-523-2897) 【浜名区(三ヶ日町に限
27	河川法	河川区域内で土地を占用(第24条)、工作物の新築・改築・除却(第26条第1項)、土地の掘削・盛土等の形状変更(第27条第1項)等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。また河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には河川管理者の許可が必要となる。	許 届	る)】 浜名土木整備事務所(三ヶ日) (三ヶ日支所) 連絡先(053-523-8888) 【浜名区(旧浜北区)】 浜名土木整備事務所(浜北) (浜名区役所2階) 連絡先(053-585-1152) 【天竜区】 天竜工木整備事務所(天竜区役所南館2階) 連絡先(053-922-0026) 静岡県 【中央区、浜名区】 浜松土木事務所 維持管理課(静岡県浜松総合庁舎8階) 連絡先(053-458-7261) 【天竜区】 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 連絡先(053-926-2446)
28	砂防法	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要である。 ○施設又は工作物の新築・改築・移転又は除却 ○竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬 ○土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為 ○土砂又は砂れきの採取、集積又は投棄 ○鉱物の採掘、集積又は投棄 ○芝草の掘取り ○大入れ ※砂防指定地については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できる。	許可	静岡県 【中央区、浜名区】 浜松土木事務所 維持管理課 (静岡県浜松総合庁舎 7・8 階) 連絡先 (053-458-7268) 【天竜区】 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 連絡先 (053-926-2446)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
29	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) ○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) ○のり切又は切土で政令で定めるもの ○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良 ○その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの ※地すべり防止区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できる。	許可	静岡県 【中央区、浜名区】 浜松土木事務所 維持管理課 (静岡県浜松総合庁舎 7・8 階) 連絡先 (053-458-7268) 【天竜区】 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 連絡先 (053-926-2446)
30	急傾斜地の 崩壊による 災害の防止 に関する法 律	急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ○水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ○のり切、切土、掘さく又は盛土 ○立木竹の伐採 ○木竹の滑下又は地引による搬出 ○土石の採取又は集積 ○その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの ※急傾斜地崩壊危険区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できる。	許可	静岡県 【中央区、浜名区】 浜松土木事務所 維持管理課 (静岡県浜松総合庁舎 7・8 階) 連絡先 (053-458-7268) 【天竜区】 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 連絡先 (053-926-2446)
31	土砂災害防止法	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。 ※土砂災害(特別)警戒区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できる。	_	静岡県 【中央区・浜名区】 浜松土木事務所 企画検査課 (静岡県浜松総合庁舎8階) 連絡先(053-458-7265) 【天竜区】 浜松土木事務局 天竜支局用地管理課 連絡先(053-926-2446)
32	静岡県盛土 等による環 境の汚染の 防止に関す る条例	次に掲げる盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、あらかじめ、県知事に届出が必要となる。 ①宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象となる盛土、堆積(みなし許可含む) ②埋立て(建築物や工作物の解体・撤去に伴う埋立てを除く) ①、②いずれも、盛土等の面積が1,000m2以上もの。ただし、現地流用による盛土等は届出の対象外。	届出	静岡県 くらし・環境部 環境局 生活環境課 (静岡県庁西館 6 階) 連絡先 (054-221-2253)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
33	海岸法	海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用(第7条)、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為(第8条)をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。	許可	静岡県 浜松土木事務所 維持管理課 (静岡県浜松総合庁舎8階) 連絡先(053-458-7261)
34	港湾法	都道府県知事が指定した港湾区域内で土地を占用又は港湾 隣接地域内で一定の工事(構築物の建設)を行う場合には都 道府県知事の許可が必要となる(37条)。	許可	静岡県 浜松土木事務所 維持管理課 (静岡県浜松総合庁舎8階) 連絡先(053-458-7261)
35	津波防災地 域づくりに 関する法律	「津波により浸水が想定される区域」 津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づく津波浸水 想定の区域等津波により浸水が想定される区域では、津波浸 水に伴う被害を避けるため、事業用蓄電池設備の設置には、 検討が必要である。 ※津波浸水想定区域については、県ホームページ内の静岡県 地理情報システム又は浜松市防災マップで確認可能。	ı	静岡県 浜松土木事務所 維持管理課 (静岡県浜松総合庁舎8階) 連絡先 (053-458-7261) 浜松市 危機管理課 (浜松市役所本館4階) 連絡先 (053-457-2537)
36	津波防災地 域づくる法 場 岡県水循 環保全条例	「津波災害警戒区域」 津波災害警戒区域とは、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、県が指定している。 警戒区域では、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の当該区域の危険度・安全度を住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう警戒避難体制の整備を行う区域であり、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用蓄電池設備の設置には、検討が必要である。	1	静岡県 交通基盤部 河川砂防管理課 (静岡県庁本館 2 階) 連絡先 (054-221-3195)
		水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある区域は、水源保全地域に指定されている。 水源保全地域に指定された区域内で土地の取引や開発行為を行う際は、事前の届出が必要となる。 ※水源保全地域については、県ホームページ内の水源保全地域地図(1/25,000)又は静岡県地理情報システム(GIS)で確認できる。	届出	静岡県 くらし・環境部 環境局 水資源課 (静岡県庁西館 6 階) 連絡先 (054-221-2289)
37	水防法	「高潮浸水想定区域」 水防法第14条の3に基づく高潮浸水想定区域等高潮により浸水が想定される区域では、高潮に伴う被害を避けるため、事業用蓄電池設備の設置には、検討が必要である。 ※高潮浸水想定区域については、県ホームページ内の静岡県地理情報システムまたは浜松市防災マップで確認可能。	-	静岡県 交通基盤部 河川砂防管理課 (静岡県庁本館 2 階) 連絡先 (054-221-3195)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
38	文化財保護法	「国・県・市指定の指定文化財所在地」 古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化 財保護法又は各地方公共団体の条例により、史跡名勝天然記 念物に指定されている。 やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、事前に文化庁長官又は県知事、市の教育委員会への許可申請が必要である。 工事内容や場所により許可されない場合があるので、計画段階で市文化財課へ確認すること。 特に県指定名勝である浜名湖については周辺の土地にも規制が及んでいる地域があるため注意すること。	許可	浜松市 市民部 文化財課 (浜松市役所本館3階) 連絡先(053-457-2466) 【中央区(旧中区)】 中央区 まちづくり推進課 (浜松市役所本館2階) 連絡先(053-457-2779) 【中央区(旧東区)】 中央区 東行政センター まちづくり推進担当
	静岡県文化財保護条例			(東行政センター3 階) 連絡先(053-424-0164) 【中央区(旧西区)】 中央区 西行政センター まちづくり推進担当 (西行政センター3 階) 連絡先(053-597-1117) 【中央区(旧南区)】 中央区 南行政センター まちづくり推進担当 (南行政センター3 階) 連絡先(053-425-1382)
	浜松市文化 財保護条例			【中央区・浜名区(旧北区)】 浜名区 北行政センターまちづくり推進担当 (北行政センター3階)連絡先(053-523-2903) 【浜名区(旧浜北区)】 浜名区(旧浜北区)】 浜名区 まちづくり推進課(なゆた・浜北3階)連絡先(053-586-6201) 【天竜区】 天竜区 まちづくり推進課(天竜区役所本館2階)
	文化財保護法	「埋蔵文化財包蔵地」 埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであ り、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地(遺 跡)と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵 地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手 続き及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続きを定 めている。 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、 記録保存のための本発掘調査等が必要となる場合があるの で、工事計画段階から市文化財課と事前協議をすること。	届出	連絡先 (053-922-0086) 浜松市 市民部 文化財課 地域遺産センター (浜名区引佐町井伊谷 616-5) 連絡先 (053-542-3660)

浜松市蓄電池設備に関するガイドライン

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課 〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町 103-2 TEL:053-457-2502 FAX:050-3730-8104 E-mail: ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp